千曲市訓令第６号

本　　庁
出先機関

千曲市CSIRT設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小　川　修　一

千曲市CSIRT設置規程の一部を改正する訓令

千曲市CSIRT設置規程（令和５年千曲市訓令第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

月曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午前８時30分～午後５時15分

」を

「

月曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午前８時45分～午後４時30分

」に改める。

附　則

この訓令は、令和９年１月４日から施行する。